

後期高齢者医療制度への東京都の財政支援を求める意見書

平成20年4月から75歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療制度がスタートする。それを運営する東京都後期高齢者医療広域連合と構成団体の区市町村は、政省令提示時期の大幅なおくれとともに、多くの被保険者を抱え、財政規模の大きい東京都では保健事業や保険料の負担増見込みに大きな不安を抱いている。また、これまでの準備にかかった費用も人件費負担に加えて、広域連合システム稼働費負担、各区市町村の端末システム修正料と大きな負担を強いられている。東京都では平成18年度の準備費で人件費負担があったものの、それ以降は構成団体のみの負担となっている。

よって、本市議会は、東京都に対し、下記の項目を要望するものである。

記

- 1 後期高齢者医療広域連合の運営費に対する東京都の負担・支援を実施すること。
- 2 後期高齢者の保健事業並びに保険料の負担軽減のために東京都としても負担・支援を実施すること。
- 3 制度の内容を被保険者に周知するとともに、窓口の区市町村への支援を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石井良司